

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

税金よもやま話
「担税力」ってご存じですか？どうやって税の大小を決めている？

税金には所得税や住民税といった様々な税目（税の名称）があり、その分類も多様ですが、税を課す主体に着目すると、国税と地方税に分けることができます。そして徴収された税金は国税であれば国の財源、地方税であれば地方団体の財源になります。

では、徴収される税金の大小はどうやって決めているのでしょうか。基本的に儲けや資産が多いと税金を取られるというイメージが強いですね。この儲けや資産が多い少ないで税金の大小を決める際に「担税力」という言葉を用いることがあります。

担税力とは何か

担税力とは「どのくらい税金を負担しても生活や事業が破綻しないか」という、経済的な力や能力を指す概念です。税目ごとに「どこに担税力があるか」の見方が異なります。

所得課税：所得税・法人税・住民税・事業税。収入や所得に担税力があるとみなす

消費課税：消費税・酒税・たばこ税など。消費支出という行為に担税力があるとみなす

資産課税：相続税・贈与税・固定資産税など。相続財産や贈与財産という資産に担税力があるとみなす

特に所得税や相続税などで用いられる「ここからここまでの儲けならこの割合で税金を取る」という仕組みの超過累進課税制度は、この担税力という考え方が元になっています。担税力が高い人、つまり儲けが多い人ほど、税金の割合が高くなるわけです。

公平とはいえ、担税力の下での話

日本の税制は広く分かち合ってゆくために「公平・中立・簡素」を三原則としています。公平といっても「国民全員が公平に額を負担」というわけではなく、経済力が同等の人に等しい負担を求める「水平的公平」と経済力がある人により大きな負担を求める「垂直的公平」という考え方であり、また近年では「世代間の公平」も重要な位置づけとなっています。公平の意味一つ取っても「担税力」を知っていないと、意味を取り違えてしまう方もいるのではないのでしょうか。

「担税力」という言葉は税を知る上で重要なのに、知名度がないものになっている気がします。もうちょっと折に触れ、光を当てても良いのではないのでしょうか。



「公平」を守るために所得税の控除はめちゃくちゃ細くなって、まったく「簡素」ではないよね

売掛金が回収できなくなった時の対処法（法的手段に訴える）

売掛金を払ってもらえないときの法的手段

売掛金は多くの場合「月末締め翌月末払い」などの条件で支払われますが、払ってもらえなくなった場合、自社の資金繰りが悪化します。まずは直接交渉をして払ってもらえるように努めますが、それでも支払ってもらえない場合には、法的手段に訴えるという選択肢もあります。

法的手段を用いた回収方法

法的手段を用いた回収方法には次のようなものがあります。

（１）支払督促（書類審査のみの簡易手続）

支払督促は、簡易裁判所を通じて支払いを求める法的な手続です。債権者からの申立てのみに基づいて行われ、簡易裁判所の書記官が相手に支払いを命じる略式の手続です。手続が迅速に進み、相手が異議を申し立てなければ強制執行に必要な「債務名義」を取得できる点が特徴です。

しかしながら、相手先が異議申し立てをすれば訴訟に移行することになります。

（２）民事調停

民事調停は、裁判官と調停委員が仲介役となり、話し合いによって民事上の紛争解決を目指す手続です。話し合いで合意に達すると確定判決と同じ効力を持つ調書が作成され、解決に至らなかった場合は調停が不成立となります。費用が安く、非公開

でプライバシーが守られ、当事者が直接顔を合わせずに済むメリットがあります。

（３）訴訟（少額訴訟・通常訴訟）

調停が不成立となったり、支払督促に異議申し立てをされたりした場合には、訴訟（紛争の解決のために裁判所に訴えて、国家による判断を求める手続）となります。

訴訟で確定判決を得れば、それを債務名義に強制執行をすることが可能となります。

（４）強制執行

調停や裁判で債務が確定しても相手が支払ってくれない場合には、強制執行の手段を執ることができます。

債権者が裁判所に民事執行の申し立てを行い、執行官により差し押さえや換価手続をしてもらって、債権を回収します。

法的手続きは専門家に依頼しましょう

法的手段は債権者自身でも行えますが、弁護士や認定司法書士（債権額 140 万円以下の場合）に依頼した方が、時間的にも効率的にもうまく進めることができます。

差押

差押

法的手段に訴える場合には、債権回収額と弁護士報酬や訴訟費用との兼ね合いを鑑みた上で手続を進めることとなります。



フリーランス等の業務委託先から残業代請求を受けた場合の対処法（第4回）

【質問】

当社は業務が忙しくなった場合、外部フリーランス等を募集して人員補充し業務に従事しているのですが、中には当社との関係が長く、当社従業員と変わらない処遇を受けている者も存在します。今般、業務委託契約を締結していた従事者より、実態は労働者であるとして残業代の支払いを求められました。当社は残業代を支払う必要があるのでしょうか。

【回答】

前回は、労働者に該当する場合に対応すべき事項を整理しました。今回は、労働者に該当しなかった場合であっても、留意すべき事項につき解説します（今回は、フリーランス法、取適法、独禁法を取り上げます。次回は民法と労働組合法を取り上げる予定です）

【解説】

労働者に該当しないと判断できる場合、たしかに労働基準法や労働契約法など労働者保護に関する法規制は適用されなくなります。もともと、事業者間取引であることを前提にした特有の法規制が存在します。代表的なものは次の通りです。

(1)フリーランス法（特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律）

2024年11月1日より施行されています。

主な内容は、①取引の適正化を図るための取引条件の明示、禁止行為の設定、支払いルールの整備など、②フリーランスの就業環境整備となります。

例えば、未払い賃金が発生しないとしても、約定の報酬額が著しく低いといった事情があれば、「買ったたき」に該当するとして何らかの制裁を受けるリスクがあります。

公正取引委員会や厚生労働省が特設ページを設けていますので、詳細についてはそちらで調べることが可能です。

(2)中小受託取引適正化法（旧中小受託取引適正化法（旧下請法））

会社と個人事業主との取引が、中小受託取引適正化法（旧下請法）に定める取引類型（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託、役務提供委託、特定運送委託）に該当すること、かつ法が定める資本金要件を満たす場合又は従業員要件を満たす場合、機械的に中小受託取引適正化法（旧中小受託取引適正化法（旧下請法））が適用されることとなります。

中小受託取引適正化法（旧中小受託取引適正化法（旧下請法））が適用される場合、形式面では発注書等の法定書面の交付、親事業者に対して禁止される11の行為（受領拒否の禁止、支払遅延の禁止、減額の禁止、返品禁止、買ったたきの禁止、購入強制・利用強制の禁止、報復措置の禁止、有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止、不当な経済上の利益の提供要請の禁止、不当な給付内容の変更及びやり直しの禁止、協議に応じない一方的な代金決定の禁止）などの事項を遵守する必要があります。

フリーランス法で上げた事例と同様ですが、例えば、未払い賃金が発生しないとしても、約定の報酬額が著しく低いといった事情があれば、「買ったたき」に該当するとして何らかの制裁を受けるリスクがあります。

(3)独占禁止法

例えば、不当に低い報酬で契約を締結した場合、「優越的地位の濫用」に該当するとして、何らかの制裁を受けるリスクが生じます。

■「自治体ごとの事業者向け補助金」最新動向

国の大型補助金（ものづくり補助金、新事業進出補助金など）がメジャーにある一方で、大阪府でも市町村単位の”小規模だが使いやすい補助金”が存在します。市区町村単位の補助金はその市区町村に属する事業者のみを対象とした補助金です。

今回はその代表例として、

- ・(新)なわて事業者チャレンジ支援補助金(四條畷市)
- ・令和8年度チャレンジ事業補助金(豊中市)

の2つの制度をご紹介します。

【令和8年度チャレンジ事業補助金(豊中市)】

チャレンジ事業補助金は、市内事業者等が新たに取り組む、新商品、新技術開発、販路開拓事業等の新規事業（ビジネス）や業種転換、市内事業者等が社会地域課題の解決に取り組むコミュニティビジネスに対して、補助を受けることができるものです。

補助額、補助率	補助上限額：150万円 補助率：2分の1
対象経費	広告宣伝費、機械設備、外注費、原材料費等
スケジュール	申込期間：2026年2月2日～3月27日

例えば、金型製造や加工機械の導入などの新製品の開発のための取り組み、商品開発・リニューアルをするための取り組みなどが該当します。

【(新)なわて事業者チャレンジ支援補助金(四條畷市)】

なわて事業者チャレンジ補助金では、売上を上げるための取り組み（設備投資・店舗改修・販路開拓など）が網羅的に支援されており、例えば、労働生産性の向上や賃上げ促進のための設備投資や店舗改修等を補助しています。

補助額、補助率	補助上限額：20～150万円※ 補助率：2分の1 ※対象経費により異なります。
対象経費	広告宣伝費、機械設備、店舗改修等
スケジュール	申込期間：2025年9月1日～予算額に達し次第終了

自治体単位での補助金でも活用しやすい補助金は存在します。一方で、自治体によって大きく差が出る部分でもあります。（大阪府は活用しやすい補助金が少ないのが現状です、）

自社で該当するような補助金があるかどうかなど、お気軽にご相談いただければと思います。